

委員	頁	編	章	節	旧(案)	新(追加修正案)	意見と修正理由								
小口	254	2	2	1	<b>5 本部の組織</b> (4) 本部員 ( <u>各部長・議会事務局長・教育次長</u> )	<b>5 本部の組織</b> (4) 本部員 ( <u>各部長・議会事務局長・会計管理者・教育次長・社会福祉協議会事務局長・石橋消防署長・消防団長</u> )	資料1-6参照となっているが、本部員を網羅できていない。 ⇒標記漏れのため左記のとおり修正する。								
	420	2	2	20	<b>3 上水道施設</b> (3) 送配水管等の復旧手順 ア 送配水管の復旧 応急復旧作業は、最初に <u>各ポンプ場</u> から配水池までの送配水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。		「各ポンプ場」とはどんなポンプ場を指すのか？ 取水ポンプ場なのか配水ポンプ場なのか「ポンプ場」という表現では広すぎる。 ⇒取水ポンプ場、配水ポンプ場等を想定しているため現行どおりの表記とする。								
栃本	1001	資料	1	1	<del>祇園</del> 交番 <u>祇園</u> 2-1-1	<del>祇園</del> 交番 <u>祇園</u> 2-1-1	標記誤りの「 <del>祇園</del> 」を「 <u>祇園</u> 」に表記変更した方が良い ⇒左記のとおり修正する。								
	1002				自治医大駅前郵便局 <u>祇園</u> 1-18-3	自治医大駅前郵便局 <u>祇園</u> 1-18-3									
	1003				ケーブルビジョン(株) <u>祇園</u> 1-17	ケーブルビジョン(株) <u>祇園</u> 1-17									
	1127	1	6	第二薬師寺幼稚園 <u>祇園</u> 4-6-3	第二薬師寺幼稚園 <u>祇園</u> 4-6-3										
小林	291	2	2	3	<b>4 公衆電気通信施設</b> 災害時には電話が著しく集中し、かかりにくくなることが予想されるので、市は、「災害時優先電話」 <u>及び「非常・緊急通話用電話」をあらかじめ通信事業者に登録する等、措置しておくものとする。</u> <u>(1) 災害時優先電話の利用</u> 災害時、電話がかかりにくい場合には、「災害時優先電話」を優先的に発信専用として利用する。 <u>(2) 非常・緊急通話用電話の利用</u> 市は、災害時優先電話からの発信が困難な場合、「緊急扱い電話」又は「非常扱い電話」を交換手扱いにより利用する。あらかじめ登録された災害時優先電話から局番なしの「102」をダイヤルし、オペレータへ申し込む。	<b>4 公衆電気通信施設</b> 災害時には電話が著しく集中し、かかりにくくなることが予想されるので、市は、「災害時優先電話」 <u>をあらかじめ設置し、災害時、電話がかかりにくい場合には、優先的に発信専用として利用する。</u> <del>(1) 災害時優先電話の利用</del> 災害時、電話がかかりにくい場合には、「災害時優先電話」を優先的に発信専用として利用する。 <del>(2) 非常・緊急通話用電話の利用</del> 市は、災害時優先電話からの発信が困難な場合、「 <del>緊急扱い電話</del> 」又は「 <del>非常扱い電話</del> 」を交換手扱いにより利用する。あらかじめ登録された災害時優先電話から局番なしの「 <del>102</del> 」をダイヤルし、 <del>オペレータ</del> へ申し込む。	非常扱い・緊急扱い通話(102番)は平成27年7月31日にサービスを終了しているため削除願う。 ⇒現況に合わせて左記のとおり修正する。								
川俣	9の5	1		3	<table border="1"> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株)大宮支社</td> <td>                             [略]                              ・災害により路線が不通となった場合                              (ア) 列車の運転整理、折返し運転、<u>迂回</u>を行うこと。                              (イ) [略]                              [略]                         </td> </tr> </table>	東日本旅客鉄道(株)大宮支社	[略] ・災害により路線が不通となった場合 (ア) 列車の運転整理、折返し運転、 <u>迂回</u> を行うこと。 (イ) [略] [略]	<table border="1"> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株)大宮支社</td> <td>                             [略]                              ・災害により路線が不通となった場合                              (ア) 列車の運転整理、折返し運転、<u>う回</u>を行うこと。                              (イ) [略]                              [略]                         </td> </tr> </table>	東日本旅客鉄道(株)大宮支社	[略] ・災害により路線が不通となった場合 (ア) 列車の運転整理、折返し運転、 <u>う回</u> を行うこと。 (イ) [略] [略]	新旧対象表中では修正後が「う回」となっているが本計画案中では修正されていない。 ⇒表現を統一することとし、左記のとおり修正する。				
東日本旅客鉄道(株)大宮支社	[略] ・災害により路線が不通となった場合 (ア) 列車の運転整理、折返し運転、 <u>迂回</u> を行うこと。 (イ) [略] [略]														
東日本旅客鉄道(株)大宮支社	[略] ・災害により路線が不通となった場合 (ア) 列車の運転整理、折返し運転、 <u>う回</u> を行うこと。 (イ) [略] [略]														
川俣	9の5	1		3	<table border="1"> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社</td> <td>                             ・電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること。                         </td> </tr> <tr> <td><u>東京ガス(株)(宇都宮支社)</u></td> <td>                             ・<u>ガス施設の安全、保全に関すること。</u>                              ・<u>災害時におけるガスの供給に関すること。</u> </td> </tr> </table>	東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社	・電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること。	<u>東京ガス(株)(宇都宮支社)</u>	・ <u>ガス施設の安全、保全に関すること。</u> ・ <u>災害時におけるガスの供給に関すること。</u>	<table border="1"> <tr> <td><u>東京ガス(株)(宇都宮支社)</u></td> <td>                             ・<u>ガス施設の安全、保全に関すること。</u>                              ・<u>災害時におけるガスの供給に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社</td> <td>                             ・電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること。                         </td> </tr> </table>	<u>東京ガス(株)(宇都宮支社)</u>	・ <u>ガス施設の安全、保全に関すること。</u> ・ <u>災害時におけるガスの供給に関すること。</u>	東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社	・電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること。	新旧対照表中の修正後の順番が前後している。 ⇒新旧対照表の誤り。新旧対照表を左記のとおり修正する。
東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社	・電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること。														
<u>東京ガス(株)(宇都宮支社)</u>	・ <u>ガス施設の安全、保全に関すること。</u> ・ <u>災害時におけるガスの供給に関すること。</u>														
<u>東京ガス(株)(宇都宮支社)</u>	・ <u>ガス施設の安全、保全に関すること。</u> ・ <u>災害時におけるガスの供給に関すること。</u>														
東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社	・電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること。														

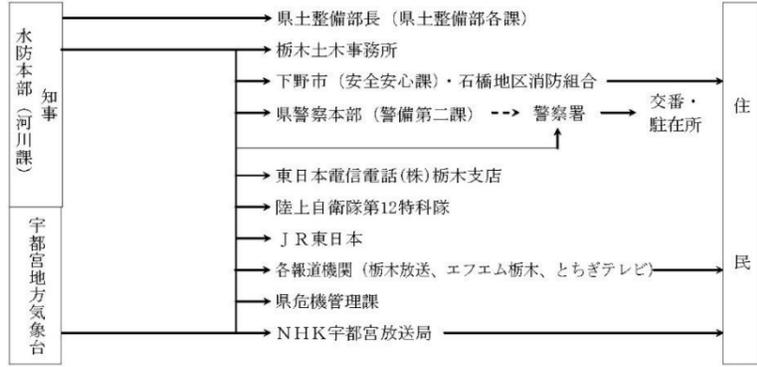
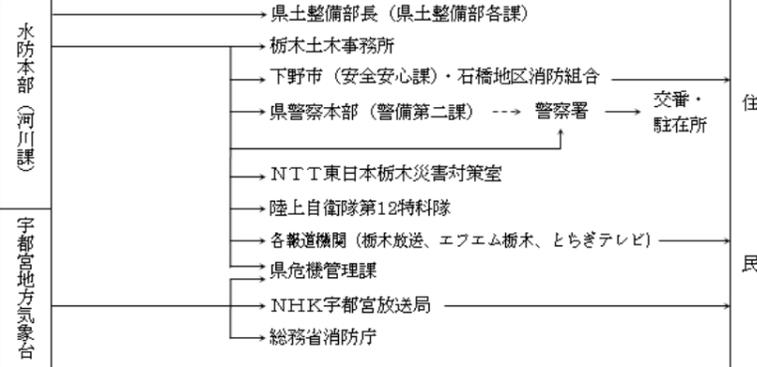
委員	頁	編	章	節	旧(案)	新(追加修正案)	意見と修正理由
川俣	330	2	2	7	<p><b>2 避難勧告及び指示等</b></p> <p>(1) 避難勧告・指示等の種類(後掲別紙参照)</p> <p>市長は、災害時に地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民等に対して避難のための<u>勧告又は指示</u>を行い、速やかに知事に報告する。</p> <p><u>なお、「勧告」とは、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいい、「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発すべきもので、勧告よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるものをいう。</u></p> <p>また、避難行動要支援者等、避難行動に時間のかかる者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、市長は、避難<u>勧告</u>の前段階として、<u>避難準備情報</u>を発表する。</p>	<p><b>2 避難指示等</b></p> <p>(1) 避難指示等の種類(後掲別紙参照)</p> <p>市長は、災害時に地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民等に対して避難のための<u>(削除)指示</u>を行い、速やかに知事に報告する。</p> <p>また、避難行動要支援者等、避難行動に時間のかかる者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、市長は、避難<u>指示</u>の前段階として、<u>高齢者等避難</u>を発表する。</p>	<p>新旧対照表中では「避難指示の前段階として、避難準備・高齢者等避難を発表する。」となっているが、計画案中では「避難指示の前段階として、高齢者等避難を発表する。」となっている。</p> <p>⇒新旧対象表の誤り。避難勧告の廃止等により、計画案中の表記が正しいため、計画案に合わせる形で新旧対照表を左記のとおり修正する。</p>
川俣	331	2	2	7	<p>(3) 避難勧告・指示等の内容</p> <p>市長は、次の事項を明示して避難勧告・指示等を行う。</p> <p>ア～カ [略]</p>	<p>(3) 避難指示等及び緊急安全確保の内容</p> <p>市長は、次の事項を明示して避難指示等及び緊急安全確保の発令を行う。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p><u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する際は、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、住民が取るべき避難行動が分かるように伝達する。(警戒レベル1、警戒レベル2は気象庁が発表する情報であり、参考に記載)</u></p> <p><u>住民は、警戒レベル3で高齢者等は避難、警戒レベル4で全員避難を基本とする。</u></p>	<p>新旧対照表中では「避難準備・高齢者等避難開始・避難の勧告及び、避難指示(緊急)及び災害発生情報を～」となっているが、計画案中では「高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を～」となっている。</p> <p>⇒新旧対象表の誤り。避難勧告の廃止等により、計画案中の表記が正しいため、計画案に合わせる形で新旧対照表を左記のとおり修正する。</p>
川俣	393	2	2	7		<p><b>2 し尿・避難所ごみ・生活ごみ</b></p> <p>(1) <u>体制整備・情報収集</u></p> <p><u>市は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。</u></p> <p><u>水害による災害廃棄物は、水分を多く含み、腐敗しやすく、悪臭・汚水の発生源となるため、市は、その特性を踏まえ、次の事項に留意して早急に処理する。</u></p> <p><u>処理に当たっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。</u></p> <p><b>3 水害における留意点</b></p> <p><u>水害による災害廃棄物は、水分を多く含み、腐敗しやすく、悪臭・汚水の発生源となるため、市は、その特性を踏まえ、次の事項に留意して早急に処理する。</u></p> <p>(1) <u>仮置場</u></p> <p><u>水が引くと、被災住民が一斉に水に浸かった災害廃棄物を屋外に排出するため、仮置場を早急に開設する。</u></p> <p><u>開設に当たっては、日常生活圏への影響の少ないところで開設す</u></p>	<p>3 (1) 仮置場の前部分に新旧対照表には記載がないが、計画案中には記載がある。どちらが正しいのか。</p> <p>⇒新旧対象表の誤り。新旧対照表を左記のとおり修正する。</p>

委員	頁	編	章	節	旧(案)	新(追加修正案)	意見と修正理由
						<u>るとともに、消臭剤や殺虫剤の噴霧等の害虫・悪臭対策等を行う。</u>	
大橋	113	2	1	5	<b>1 現状と課題</b> 災害が発生した場合において、人的な被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが必要な情報を迅速、的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとる必要がある。 こうした災害時の一連の行動において <u>特に配慮を要する者である</u> 一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人などの要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する <u>もの</u> である避難行動要支援者は、高齢化の進行、国際化の進展等により、増加傾向が続いており、今後も増加していくものと思われる。	<b>1 現状と課題</b> 災害が発生した場合において、人的な被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが必要な情報を迅速、的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとる必要がある。 こうした災害時の一連の行動において <u>特に配慮を要する者である</u> 一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人などの要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する <u>者もの</u> である避難行動要支援者は、高齢化の進行、国際化の進展等により、増加傾向が続いており、今後も増加していくものと思われる。	要配慮者の説明について後半部分に同様の表現があり、くどくなっている。 ⇒「特に配慮を要する者である」の表記を削除し、後半部分について「もの」を「者」に表現を統一することとし、左記のとおり修正する。
大橋	120	2	1	5	(6) 洪水浸水想定区域等や土砂災害警戒区域の情報提供等 市は、洪水浸水想定区域、ダム下流河川の浸水想定範囲及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 <u>その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設</u> であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、市地域防災計画にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。	(6) 洪水浸水想定区域等や土砂災害警戒区域の情報提供等 市は、洪水浸水想定区域、ダム下流河川の浸水想定範囲及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 <u>(社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設</u> であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、市地域防災計画にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。	P128の8節4 浸水想定区域における対策(4)中の要配慮者利用施設についての表現と同様にした方が良い。 ⇒P128の表現に統一することとし、左記のとおり修正する。
大橋	605	2	4	1	<b>5 広域応援の要請</b> (1) 県内消防相互応援協力等 <u>二</u> の消防機関では対応できないような大規模な火災が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。 ア 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援 県内全消防本部(局)による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。 (ア) 第一次応援体制 <u>二</u> の消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制。 要請手続：受援消防機関が、被災地の市町長に報告の上、幹事消防本部に応援要請する。 (イ) 第二次応援体制 <u>二</u> の消防機関を県内の全てのブロックの消防機関が応援する体制。	<b>5 広域応援の要請</b> (1) 県内消防相互応援協力等 <u>一ツ</u> の消防機関では対応できないような大規模な火災が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。 ア 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援 県内全消防本部(局)による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。 (ア) 第一次応援体制 <u>一ツ</u> の消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制。 要請手続：受援消防機関が、被災地の市町長に報告の上、幹事消防本部に応援要請する。 (イ) 第二次応援体制 <u>一ツ</u> の消防機関を県内の全てのブロックの消防機関が応援する体制。	P352において「一つの消防機関」と表現しているため、統一した方が良い。 ⇒「一つの消防機関」に表現を統一することとし、左記のとおり修正する。

委員	頁	編	章	節	旧(案)	新(追加修正案)	意見と修正理由						
					<p>要請手続：①受援消防機関が、幹事消防本部及び代表消防機関（宇都宮市消防局）と調整の上、被災地の市町長に報告後、県（県民生活部）及び代表消防機関に応援要請する。</p> <p>②応援要請を受けた県が、県内消防機関に連絡する。</p>	<p>要請手続：①受援消防機関が、幹事消防本部及び代表消防機関（宇都宮市消防局）と調整の上、被災地の市町長に報告後、県（県民生活部）及び代表消防機関に応援要請する。</p> <p>②応援要請を受けた県が、県内消防機関に連絡する。</p>							
大橋	632	2	4	3	<p><b>2 放射性同位元素等取扱施設事故予防対策</b></p> <p>放射性同位元素（R I）施設の事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。</p> <p>(1) 事業者の対策</p> <p>放射線障害防止法、医療法及び<b>薬機法等</b>の法令を遵守し、常に安全の確保を図る。</p>	<p><b>2 放射性同位元素等取扱施設事故予防対策</b></p> <p>放射性同位元素（R I）施設の事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。</p> <p>(1) 事業者の対策</p> <p>放射線障害防止法、医療法及び<b>薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）等</b>の法令を遵守し、常に安全の確保を図る。</p>	<p>法律名は正式名称を表記する方が良い。</p> <p>⇒薬機法の正式名称を記載することとし、左記のとおり修正する。</p>						
金子	1002	資料	1	1	<p><b>6 指定公共機関</b></p> <table border="1" data-bbox="439 772 1270 873"> <tr> <td>東京電力株式会社栃木南支社</td> <td>小山市駅東通り2-23-25</td> <td><a href="tel:0285-58-2302">0285-58-2302</a> <a href="tel:0120-995-112">0120-995-112</a></td> </tr> </table>	東京電力株式会社栃木南支社	小山市駅東通り2-23-25	<a href="tel:0285-58-2302">0285-58-2302</a> <a href="tel:0120-995-112">0120-995-112</a>	<p><b>6 指定公共機関</b></p> <table border="1" data-bbox="1299 772 2131 911"> <tr> <td>東京電力<b>パワーグリッド</b>株式会社栃木南支社</td> <td>小山市駅東通り2-23-25</td> <td><a href="tel:0120-995-007">0120-995-007</a></td> </tr> </table>	東京電力 <b>パワーグリッド</b> 株式会社栃木南支社	小山市駅東通り2-23-25	<a href="tel:0120-995-007">0120-995-007</a>	<p>平成 28 年に東京電力が会社分割して発足、社名変更している。</p> <p>⇒現況に合わせて左記のとおり修正する。</p>
東京電力株式会社栃木南支社	小山市駅東通り2-23-25	<a href="tel:0285-58-2302">0285-58-2302</a> <a href="tel:0120-995-112">0120-995-112</a>											
東京電力 <b>パワーグリッド</b> 株式会社栃木南支社	小山市駅東通り2-23-25	<a href="tel:0120-995-007">0120-995-007</a>											

頁	編	章	節	旧（案）	新（追加修正案）	意見と修正理由
102	2	1	1	<p>1 市民の防災意識の高揚</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>ア 普及啓発活動</p> <p>(ア) 主な普及啓発活動</p> <p>a・b 〔略〕</p> <p><u>c 広報紙等による広報活動の実施</u></p> <p>d～g 〔略〕</p>	<p>1 市民の防災意識の高揚</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>ア 普及啓発活動</p> <p>(ア) 主な普及啓発活動</p> <p>a・b 〔略〕</p> <p><u>c テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等による広報活動の実施</u></p> <p><u>d 電話帳(N T Tハローページ及びN T T防災タウンページ)における避難場所等防災知識の普及</u></p> <p>d～g 〔略〕</p>	<p>県からの意見により d 削除。</p> <p>N T Tハローページ及びN T T防災タウンページ廃止による。</p>
107	2	1	2	<p>3 自主防災組織の整備</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 自主防災組織の対策</p> <p>ア 危険箇所等の把握</p> <p>地域内の危険物集積地域、<u>ブロック塀の安全度等の把握と改善</u>に努めるとともに、避難経路、避難場所、消火栓や防火水槽等の消防水利の所在及び状態を点検・確認し、危険箇所や避難場所への経路等を記載した防災・避難マップを作成するなど、平常時から地域全体で危険箇所等の把握や情報共有に努める。</p>	<p>3 自主防災組織の整備</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 自主防災組織の対策</p> <p>ア 危険箇所等の把握</p> <p>地域内の危険物集積地域、<u>延焼拡大危険地域、洪水浸水想定区域、土砂災害危険箇所警戒区域</u>、<u>ブロック塀の安全度等の把握と改善</u>に努めるとともに、避難経路、避難場所、消火栓や<u>貯水槽・防火水槽等の消防水利の所在及び状態を点検・確認し</u>、危険箇所や避難場所への経路等を記載した防災・避難マップを作成するなど、平常時から地域全体で危険箇所等の把握や情報共有に努める。</p>	<p>県意見では、土砂災害危険箇所という表現を土砂災害警戒区域と直すよう指摘されたが、下野市に土砂災害警戒区域は無いため、削除とする。</p>
120	2	1	5	<p>(追加)</p>	<p><u>(6) 洪水浸水想定区域等や土砂災害警戒区域の情報提供等</u></p> <p><u>市は、洪水浸水想定区域、ダム下流河川の浸水想定範囲及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、市地域防災計画にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。</u></p> <p><u>市は、県と連携し、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。</u></p> <p><u>さらに、市は、計画の策定及び訓練実施の報告を受けたときは、当該要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のために、必要な助言又は勧告をすることができる。</u></p>	<p>県意見により「ダム下流河川の浸水想定範囲及び土砂災害警戒区域」について下野市には該当区域が無いため削除とする。</p> <p>県からの意見により文章追加</p>

頁	編	章	節	旧（案）	新（追加修正案）	意見と修正理由
127	2	1	8	<p><b>第8節 水防体制の整備</b></p> <p>市民生活部（安全安心課） 建設水道部（建設課）</p> <p>〔略〕</p> <p>大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等の被害は広範かつ長期化するおそれがある。これらの災害を警戒、<u>防ぎよ</u>し、災害の未然防止、軽減を図るためには、市民の協力が不可欠となることから、市は、平常時から地域における水防活動体制の整備に努める。また、関係機関と協議を行い、タイムライン（行動計画）を作成するとともに、訓練を行う。（資料9-5）</p> <p>1 〔略〕</p> <p>なお、<u>南河内地区を流れる</u>鬼怒川が国の洪水予報河川に、田川が県の洪水予報河川に指定されている。</p>	<p><b>第8節 水防体制の整備</b></p> <p>市民生活部（安全安心課） 建設水道部（建設課）</p> <p>〔略〕</p> <p>大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等の被害は広範かつ長期化するおそれがある。これらの災害を警戒、<u>防御</u>し、災害の未然防止、軽減を図るためには、市民の協力が不可欠となることから、市は、平常時から地域における水防活動体制の整備に努める。また、関係機関と協議を行い、タイムライン（行動計画）を作成するとともに、訓練を行う。（資料9-5）</p> <p>1 〔略〕</p> <p>なお、<u>南河内地区を流れる</u>鬼怒川が国の洪水予報河川に、田川、<u>思川、姿川、黒川</u>が県の洪水予報河川に指定されている。</p>	<p>思川、姿川、黒川も県指定河川であるのに表記が無く、南河内地区に限定して記載されていた。</p>
128	2	1	8	<p>4 浸水想定区域における対策</p> <p>〔略〕</p> <p>(1) 洪水<u>予報</u>の伝達方法</p> <p>(2) <u>避難場所</u></p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 浸水想定区域内に<u>高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設</u>で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地、洪水予報の伝達方法等</p> <p>(5)・(6) 〔略〕</p> <p>さらに、〔後略〕</p> <p>なお、〔後略〕</p>	<p>4 <u>洪水</u>浸水想定区域における対策</p> <p>〔略〕</p> <p>(1) 洪水<u>予報等</u>の伝達方法</p> <p>(2) <u>避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>洪水</u>浸水想定区域内にある<u>要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）</u>で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地、洪水予報の伝達方法等</p> <p>(5)・(6) 〔略〕</p> <p>さらに、〔後略〕</p> <p>なお、〔後略〕</p>	<p>県の意見により「洪水」の文字追記。また、文章内の脱字修正</p>
277	2	2	2	<p>(3) 指定河川の洪水予報</p> <p>ア 国土交通大臣指定河川（鬼怒川）</p> <p>水防法（昭和24年法律第193号）、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川（鬼怒川）について、国土交通<u>大臣と気象庁長官</u>とが共同し、洪水のおそれがある状況を<u>水位、流量とともに</u>発表する。</p> <p>イ 栃木県知事指定河川（田川）</p> <p>水防法、気象業務法に基づき、栃木県知事が定める河川（田川）について、<u>栃木県知事と気象庁長官</u>とが共同し、洪水のおそれがある状況を<u>水位、流量とともに</u>発表する。</p>	<p>(3) 指定河川の洪水予報</p> <p>ア 国土交通大臣指定河川（鬼怒川）</p> <p>水防法（昭和24年法律第193号）、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川（鬼怒川）について、国土交通<u>省関東地方整備局と気象庁予報部</u>とが共同し、洪水のおそれがある状況を<u>水位又は流量を示して</u>発表する。</p> <p>イ 栃木県知事指定河川（田川、<u>思川、姿川、黒川</u>）</p> <p>水防法、気象業務法に基づき、栃木県知事が定める河川（田川）について、<u>県河川課と宇都宮地方気象台</u>とが共同し、洪水のおそれがある状況を<u>水位又は流量を示して</u>発表する。</p>	<p>県意見により文章修正</p>

頁	編	章	節	旧（案）	新（追加修正案）	意見と修正理由																									
277	2	2	2	<p>指定河川の洪水予報等の伝達系統</p> <p>○知事の指定する河川（田川）</p> 	<p>指定河川の洪水予報等の伝達系統</p> <p>○栃木県知事の指定する河川（田川、<u>思川</u>、<u>姿川</u>、<u>黒川</u>）</p> 	<p>県からの意見により対象河川追加 また、栃木県知事と表現を訂正</p>																									
278	2	2	2	<p>洪水予報の種類及び発表基準</p> <table border="1" data-bbox="385 819 1127 1585"> <thead> <tr> <th>洪水予報の種類 〔洪水予報の標題〕</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水注意報 〔〇〇川 <u>はん濫</u> 注意情報〕</td> <td>予報区域のいずれかの基準地点の水位が、<u>はん濫</u> 注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。</td> </tr> <tr> <td>洪水警戒報 〔〇〇川 <u>はん濫</u> 警戒情報〕</td> <td>予報区域のいずれかの基準地点の水位が、<u>はん濫</u> 危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。</td> </tr> <tr> <td>洪水警戒報 〔〇〇川 <u>はん濫</u> 危険情報〕</td> <td>予報区域のいずれかの基準地点の水位が、<u>はん濫</u> 危険水位（危険水位）に到達した場合に、速やかに発表する。</td> </tr> <tr> <td>洪水警戒報 〔〇〇川 <u>はん濫</u> 発生情報〕</td> <td><u>はん濫</u> が発生した後速やかに発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	洪水予報の種類 〔洪水予報の標題〕	発表基準	洪水注意報 〔〇〇川 <u>はん濫</u> 注意情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 <u>はん濫</u> 注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	洪水警戒報 〔〇〇川 <u>はん濫</u> 警戒情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 <u>はん濫</u> 危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	洪水警戒報 〔〇〇川 <u>はん濫</u> 危険情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 <u>はん濫</u> 危険水位（危険水位）に到達した場合に、速やかに発表する。	洪水警戒報 〔〇〇川 <u>はん濫</u> 発生情報〕	<u>はん濫</u> が発生した後速やかに発表する。	<p>洪水予報の種類及び発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1246 819 2018 1900"> <thead> <tr> <th>洪水の危険レベル</th> <th>洪水予報の種類 〔洪水予報の標題〕</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル2</td> <td>洪水注意報 〔〇〇川 <u>汎濫</u> 注意情報〕</td> <td>予報区域のいずれかの基準地点の水位が、<u>汎濫</u> 注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>洪水警戒報 〔〇〇川 <u>汎濫</u> 警戒情報〕</td> <td>予報区域のいずれかの基準地点の水位が、<u>汎濫</u> 危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>洪水警戒報 〔〇〇川 <u>汎濫</u> 危険情報〕</td> <td>予報区域のいずれかの基準地点の水位が、<u>汎濫</u> 危険水位（危険水位）に到達した場合に、速やかに発表する。</td> </tr> <tr> <td>レベル5</td> <td>洪水警戒報 〔〇〇川 <u>汎濫</u> 発生情報〕</td> <td><u>汎濫</u> が発生した後速やかに発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	洪水の危険レベル	洪水予報の種類 〔洪水予報の標題〕	発表基準	レベル2	洪水注意報 〔〇〇川 <u>汎濫</u> 注意情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 <u>汎濫</u> 注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	レベル3	洪水警戒報 〔〇〇川 <u>汎濫</u> 警戒情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 <u>汎濫</u> 危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	レベル4	洪水警戒報 〔〇〇川 <u>汎濫</u> 危険情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 <u>汎濫</u> 危険水位（危険水位）に到達した場合に、速やかに発表する。	レベル5	洪水警戒報 〔〇〇川 <u>汎濫</u> 発生情報〕	<u>汎濫</u> が発生した後速やかに発表する。	<p>県からの意見により洪水レベルの表記追加</p>
洪水予報の種類 〔洪水予報の標題〕	発表基準																														
洪水注意報 〔〇〇川 <u>はん濫</u> 注意情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 <u>はん濫</u> 注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。																														
洪水警戒報 〔〇〇川 <u>はん濫</u> 警戒情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 <u>はん濫</u> 危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。																														
洪水警戒報 〔〇〇川 <u>はん濫</u> 危険情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 <u>はん濫</u> 危険水位（危険水位）に到達した場合に、速やかに発表する。																														
洪水警戒報 〔〇〇川 <u>はん濫</u> 発生情報〕	<u>はん濫</u> が発生した後速やかに発表する。																														
洪水の危険レベル	洪水予報の種類 〔洪水予報の標題〕	発表基準																													
レベル2	洪水注意報 〔〇〇川 <u>汎濫</u> 注意情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 <u>汎濫</u> 注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。																													
レベル3	洪水警戒報 〔〇〇川 <u>汎濫</u> 警戒情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 <u>汎濫</u> 危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。																													
レベル4	洪水警戒報 〔〇〇川 <u>汎濫</u> 危険情報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、 <u>汎濫</u> 危険水位（危険水位）に到達した場合に、速やかに発表する。																													
レベル5	洪水警戒報 〔〇〇川 <u>汎濫</u> 発生情報〕	<u>汎濫</u> が発生した後速やかに発表する。																													

頁	編	章	節	旧 (案)	新 (追加修正案)	意見と修正理由																																																				
332	2	2	7	(4) <u>避難勧告・指示等</u> の実施者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施者</th> <th>措置</th> <th>実施の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>避難の勧告</u></td> <td>市長 (災害対策基本法第60条第1項・第2項)</td> <td>立ち退きの勧告、立ち退き先の指示</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>知事 (災害対策基本法第60条第6項)</td> <td>立ち退きの勧告、立ち退き先の指示</td> <td>災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき</td> </tr> <tr> <td><u>避難の指示等</u></td> <td>市長 (災害対策基本法第60条第1項・第2項)</td> <td>[略]</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、<u>急を要する</u>とき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施者	措置	実施の基準					<u>避難の勧告</u>	市長 (災害対策基本法第60条第1項・第2項)	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき		知事 (災害対策基本法第60条第6項)	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	<u>避難の指示等</u>	市長 (災害対策基本法第60条第1項・第2項)	[略]	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、 <u>急を要する</u> とき		[略]	[略]	[略]	(4) <u>避難指示等</u> の実施者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施者</th> <th>措置</th> <th>実施の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>高齢者等避難</u></td> <td>市長 (災害対策基本法第56条第2項)</td> <td>一般住民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の立ち退き開始の発令</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>避難の指示</u></td> <td>市長 (災害対策基本法第60条第1項・第2項)</td> <td>[略]</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき</td> </tr> <tr> <td><u>緊急安全確保</u></td> <td>市長 (災害対策基本法第60条第6項)</td> <td>屋内での対比等の安全確保措置の指示</td> <td>立ち退き避難を行うことがかえって人命又は身体に危険を及ぼすおそれがあり、緊急を要すると認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>知事 (災害対策基本法第60条第6項)</td> <td>屋内での対比等の安全確保措置の指示</td> <td>災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警察官 (警察官職務執行法第4条)</td> <td>屋内での対比等の安全確保措置の指示</td> <td>市長が指示することができないとき又は市長から要求があったとき</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施者	措置	実施の基準	<u>高齢者等避難</u>	市長 (災害対策基本法第56条第2項)	一般住民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の立ち退き開始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき	<u>(削除)</u>				<u>避難の指示</u>	市長 (災害対策基本法第60条第1項・第2項)	[略]	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき	<u>緊急安全確保</u>	市長 (災害対策基本法第60条第6項)	屋内での対比等の安全確保措置の指示	立ち退き避難を行うことがかえって人命又は身体に危険を及ぼすおそれがあり、緊急を要すると認められるとき。		知事 (災害対策基本法第60条第6項)	屋内での対比等の安全確保措置の指示	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。		警察官 (警察官職務執行法第4条)	屋内での対比等の安全確保措置の指示	市長が指示することができないとき又は市長から要求があったとき	
区分	実施者	措置	実施の基準																																																							
<u>避難の勧告</u>	市長 (災害対策基本法第60条第1項・第2項)	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき																																																							
	知事 (災害対策基本法第60条第6項)	立ち退きの勧告、立ち退き先の指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき																																																							
<u>避難の指示等</u>	市長 (災害対策基本法第60条第1項・第2項)	[略]	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、 <u>急を要する</u> とき																																																							
	[略]	[略]	[略]																																																							
区分	実施者	措置	実施の基準																																																							
<u>高齢者等避難</u>	市長 (災害対策基本法第56条第2項)	一般住民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の立ち退き開始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき																																																							
<u>(削除)</u>																																																										
<u>避難の指示</u>	市長 (災害対策基本法第60条第1項・第2項)	[略]	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき																																																							
<u>緊急安全確保</u>	市長 (災害対策基本法第60条第6項)	屋内での対比等の安全確保措置の指示	立ち退き避難を行うことがかえって人命又は身体に危険を及ぼすおそれがあり、緊急を要すると認められるとき。																																																							
	知事 (災害対策基本法第60条第6項)	屋内での対比等の安全確保措置の指示	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。																																																							
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	屋内での対比等の安全確保措置の指示	市長が指示することができないとき又は市長から要求があったとき																																																							

頁	編	章	節	旧(案)	新(追加修正案)	意見と修正理由																																																													
505	2	3	2	<p><b>第2節 民生の安定化対策</b>  総合政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 建設水道部</p> <p>[略]</p> <p>6 被災者生活再建支援制度  (3) 支給金額  下表に示す区分により支給される。  (単位：万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th rowspan="3">世帯 人員</th> <th rowspan="3">合計 支給 限度額</th> <th rowspan="3">基礎 支援 金</th> <th colspan="3">加算支援金</th> </tr> <tr> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・ 購入</th> <th>補修</th> <th>賃借</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊・解体・ 長期避難世帯</td> <td>単数 複数</td> <td>225 300</td> <td>75 100</td> <td>150 200</td> <td>75 100</td> <td>37.5 50</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊世帯</td> <td>単数 複数</td> <td>187.5 250</td> <td>37.5 50</td> <td>150 200</td> <td>75 100</td> <td>37.5 50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。  ※基礎支援金の金額は、住宅の再建方法にかかわらず、一定額が支給される。  ※加算支援金は、住宅の再建方法により支給額が異なる。</p>		世帯 人員	合計 支給 限度額	基礎 支援 金	加算支援金			住宅の再建方法			建設・ 購入	補修	賃借	全壊・解体・ 長期避難世帯	単数 複数	225 300	75 100	150 200	75 100	37.5 50	大規模半壊世帯	単数 複数	187.5 250	37.5 50	150 200	75 100	37.5 50	<p><b>第2節 民生の安定化対策</b>  総合政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 建設水道部</p> <p>[略]</p> <p>6 被災者生活再建支援制度  (3) 支給金額  下表に示す区分により支給される。  (単位：万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th rowspan="3">世帯 人員</th> <th rowspan="3">合計 支給 限度額</th> <th rowspan="3">基礎 支援 金</th> <th colspan="3">加算支援金</th> </tr> <tr> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・ 購入</th> <th>補修</th> <th>賃借</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊・解体・ 長期避難世帯</td> <td>単数 複数</td> <td>225 300</td> <td>75 100</td> <td>150 200</td> <td>75 100</td> <td>37.5 50</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊世帯</td> <td>単数 複数</td> <td>187.5 250</td> <td>37.5 50</td> <td>150 200</td> <td>75 100</td> <td>37.5 50</td> </tr> <tr> <td><u>中規模半壊世帯</u></td> <td><u>単数 複数</u></td> <td><u>75 100</u></td> <td><u>—</u></td> <td><u>75 100</u></td> <td><u>37.5 50</u></td> <td><u>18.75 25</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。  ※基礎支援金の金額は、住宅の再建方法にかかわらず、一定額が支給される。  ※加算支援金は、住宅の再建方法により支給額が異なる。</p>		世帯 人員	合計 支給 限度額	基礎 支援 金	加算支援金			住宅の再建方法			建設・ 購入	補修	賃借	全壊・解体・ 長期避難世帯	単数 複数	225 300	75 100	150 200	75 100	37.5 50	大規模半壊世帯	単数 複数	187.5 250	37.5 50	150 200	75 100	37.5 50	<u>中規模半壊世帯</u>	<u>単数 複数</u>	<u>75 100</u>	<u>—</u>	<u>75 100</u>	<u>37.5 50</u>	<u>18.75 25</u>	<p>制度改正により中規模半壊世帯を追加</p>
	世帯 人員	合計 支給 限度額	基礎 支援 金	加算支援金																																																															
				住宅の再建方法																																																															
				建設・ 購入	補修	賃借																																																													
全壊・解体・ 長期避難世帯	単数 複数	225 300	75 100	150 200	75 100	37.5 50																																																													
大規模半壊世帯	単数 複数	187.5 250	37.5 50	150 200	75 100	37.5 50																																																													
	世帯 人員	合計 支給 限度額	基礎 支援 金	加算支援金																																																															
				住宅の再建方法																																																															
				建設・ 購入	補修	賃借																																																													
全壊・解体・ 長期避難世帯	単数 複数	225 300	75 100	150 200	75 100	37.5 50																																																													
大規模半壊世帯	単数 複数	187.5 250	37.5 50	150 200	75 100	37.5 50																																																													
<u>中規模半壊世帯</u>	<u>単数 複数</u>	<u>75 100</u>	<u>—</u>	<u>75 100</u>	<u>37.5 50</u>	<u>18.75 25</u>																																																													
711	3	1	15	<p><b>第15節 建築物災害予防対策</b>  総務部（契約検査課）  市民生活部（安全安心課）  建設水道課（都市計画課）  教育委員会（教育総務課）</p> <p>[略]</p> <p>1 下野市建築物耐震改修促進計画の策定  (1) 耐震化率の目標値設定  住宅 <u>95%</u>に設定  <u>特定建築物（学校、病院、社会福祉施設等）90%に設定</u>  (2) [略]</p>	<p><b>第15節 建築物災害予防対策</b>  総務部（契約検査課）  市民生活部（安全安心課）  建設水道課（都市計画課）  教育委員会（教育総務課）</p> <p>[略]</p> <p>1 下野市建築物耐震改修促進計画の策定  (1) 耐震化率の目標値設定  住宅 <u>96%</u>に設定  <u>多数の者が利用する建築物 100%に設定</u>  <u>市有建築物 100%に設定</u></p>	<p>市建築物耐震改修促進計画に基づき目標値修正</p>																																																													